

多治見市役所新庁舎建設基本構想(案)

1. 基本理念及び基本方針

1-1 基本理念

住み続けるまちの行政サービス拠点

新庁舎と現在の駅北庁舎から構成される新しい庁舎体制は、いつまでも「住み続けたい・住み続けられる」まちとして、「市民が主役」のまちづくりを進めていくための行政サービス提供、政策実行の拠点となるものです。福祉、教育、にぎわい創出、防災等様々な分野で政策を実行していく必要がある中で、新庁舎建設は市民にとって有益なものとしなければなりません。このことは、新庁舎を「つくる」ことだけでなく、「どの様に使っていくか」を考え、将来にわたって財産となる施設としていくことでもあります。

1-2 まちづくりと庁舎

<まちづくりの理念>

多治見のまちが将来にわたって魅力と活気に溢れたまちであり続けるためには、「中心市街地の活性化」と「市内の各地域の活性化」がともに重要です。このため、まちづくりの長期ビジョンである都市計画マスタープランでは、まちづくりの理念として『人と地域のつながりが生みだす、「ネットワーク型コンパクトシティの実現」』を掲げ、重点課題として「中心市街地の再生・活性化」と「ネットワーク型コンパクトシティの形成」に取り組むこととしています。

<駅周辺の現状>

駅北では、平成27年1月に多治見市駅北庁舎を開設し、行政の窓口機能を集約したほか、次世代育成フロアを設け、利便性の向上や子育て政策の充実を図りました。また、多治見駅北土地区画整理事業が令和2年3月に完成し、虎溪用水広場は、多くの市民が集い、幅広い年齢層にとって憩いの場となっています。

駅南では、多治見駅南地区第一種市街地再開発事業が令和4年11月に竣工し、商業業務棟や宿泊施設等の商業機能の再生を進めてきました。今後の展開により、成果が発揮されていくことが期待されています。

駅周辺における交通環境については、駅南では交通広場、駐車場棟、ペDESTリアンデッキが整備され、駅北では立体駐車場、駐輪場、交通広場等が整備されたことにより、駅へのアクセス環境が向上しています。

<新庁舎が果たす役割>

駅北庁舎隣接地への新庁舎の建設により、南北自由通路を通じて駅南北の連携を広げ、

虎溪用水広場を含む駅周辺全体としての一体的な空間を構築することにより、これまで駅南北で進んできた取組を一つにつなげていきます。南北自由通路を人のつながりを生み出す「にぎわいと交流のための通り」に転換し、駅周辺を多くの人々が行き交う中心市街地における一つの核としていきます。

一方、現本庁舎周辺の川南地域では、おりベストリートを中心として、にぎわいが生まれています。現本庁舎跡地等の利活用は、川南地区の活性化にとって大きな契機となります。この契機を活かし、都市機能の集積を目指す駅周辺とは異なる趣を持つ中心市街地のもう一つの核としていきます。土岐川を挟んだ中心市街地全体の広がりの中で、異なる特性を持った2つの核をつなげることで、中心市街地全体の再生・活性化を進めていきます。

他方、市内の各地域については、行政サービスの利便性の維持・向上や、移動支援が大きな課題です。庁舎の建替えは、DXの推進や行政の業務の変革にとって大きな機会です。延いては、地区事務所の在り方も変わっていきます。これらを通じて、行政サービスの利便性を維持・向上していきます。

また、移動支援については、基幹となる鉄道、路線バス等の利用促進や、あいのりタクシーなどのきめ細かな移動支援を通じ、今後も充実・維持に努めていきます。

1-3 基本方針

基本方針1 行政サービスの中心としての庁舎

本庁舎と駅北庁舎に分散している現状から、一体的な庁舎体制となることで、市民の誰もが使いやすいものとしします。

来庁者に対する窓口サービスの向上のほか、DXの推進により来庁の必要性を削減していきます。これに伴い、地区事務所の在り方も見直していきます。

働きやすい庁舎とし、職員間の連携と生産性の向上を図ります。

基本方針2 災害対応の最重要拠点としての庁舎

市民の暮らしを守る防災拠点として、迅速な支援や復旧・復興のための活動を行います。

災害対策本部と市の各機関や外部機関との連携を確保します。

基本方針3 中心市街地における核としての庁舎

ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、駅南との役割分担を明確にしながら、駅周辺を多くの人々が行き交う中心市街地における一つの核としていきます。

基本方針4 虎溪用水広場と一体的なにぎわい創出

虎溪用水広場との連携により、さらなるにぎわいの創出を図ります。

基本方針5 庁舎の柔軟性と多目的利用

社会情勢や行政需要の変化、ICT技術の進展等を見据え、機能性、効率性、柔軟性の高い庁舎とします。

また、執務に必要な空間の確保と床面積の圧縮の両立を図るとともに、会議室などの多目的利用を進めます。

基本方針6 経済性に優れた庁舎

維持管理がしやすく、ランニングコストを抑えた施設とし、将来への負担軽減を考慮したものとします。

2. 新庁舎整備の考え方

2-1 新庁舎の配置及び基本要件

新庁舎の基本計画、設計などにあたっては、次の配置及び基本要件によるものとします。

(1) 新庁舎南北の接続

新庁舎は、南側で南北自由通路の北端と接続し、北側で現駅北庁舎と接続する予定です。

駅南市街地再開発の各施設（商業・業務棟、駐車場棟）から、ペDESTリアンデッキ、南北自由通路、新庁舎・現駅北庁舎までが繋がって一体的なものとする事で、誰もが円滑に移動できる動線を確保します。

(2) 虎溪用水広場との連携

虎溪用水広場を新庁舎の前庭として位置づけ、新庁舎と虎溪用水広場を一体のものとして運用し、にぎわいを創出します。

(3) 新しい市庁舎体制における再構成

新庁舎と現駅北庁舎を一体のものとして運用します。このため、新しい市庁舎体制は、南棟（新庁舎）と北棟（現駅北庁舎）の2棟による構成となります。

必要に応じ、現駅北庁舎に配置されている施設・部署・機能などについても検討を加え、市民が利用しやすく、職員が働きやすく行政サービスの効率的な運用が行えるような配置とします。

2-2 基本機能

基本方針を受け、新庁舎の基本計画、設計に向けて、基本機能を次のとおり整理します。

基本方針1 行政サービスの中心としての庁舎

【市民サービス機能・窓口機能】

- ①新庁舎・現駅北庁舎の2棟で本庁舎とします。
- ②DXの推進に向け、ICT技術の導入や維持更新が容易な設備とし、DXの活用に必要なスペースを確保します。
- ③必要に応じ、現駅北庁舎における機能配置を再検討します。

【職員の生産性向上】

- ①関連する部署が連携しやすい配置とすることで、政策の質と生産性の向上を図ります。
- ②会議室を執務室として利用している事例等も踏まえ、臨時的・季節的業務の執務室や、用途に合わせた会議室を確保します。

基本方針2 災害対応の最重要拠点としての庁舎

【防災拠点機能】

- ①発災時において、市民を守る防災拠点の司令塔としての機能を維持できる施設とします。
- ②市民生活を支えるインフラ部門を始め市役所の機能を維持し、発災直後から復旧・復興まで対応できる施設とします。
- ③市の各機関のほか、国・県等の外部機関との連携を維持できる施設とします。

基本方針3 中心市街地における核としての庁舎

【駅周辺の核としての機能】

- ①駅南から現駅北庁舎までの動線を意識した施設とします。
- ②南北自由通路を通じ、にぎわいを生み出す施設とします。

- ③DXの推進（基本機能1）を受け、市内の各地域の利便性を維持・向上していく施設とします。
- ④鉄道、路線バス等の交通の結節点としての利点を活かし、多くの人々が利用しやすい施設とします。

基本方針4 虎渓用水広場と一体的なにぎわい創出

【賑わい創出としての施設】

- ①虎渓用水広場を新庁舎の前庭と位置付けます。
- ②新庁舎低層階は、虎渓用水広場と一体的な空間となる設えとします。

基本方針5 庁舎の柔軟性と多目的利用

【執務効率の向上】

- ①組織の改編などによる執務空間の変更に柔軟に対応できる施設とします。

【施設の多目的利用】

- ①週休日等において、会議室等をイベントや市民交流の拠点として利用できる機能を整備します。

基本方針6 経済性に優れた庁舎

【経済性の向上】

- ①ランニングコストなどの維持経費の低減を図ります。
- ②長期わたくって使用していくため、設備の更新などにも考慮した施設とします。

3. その他の留意事項

3-1 駐車場

(1) 来庁者駐車場

平面駐車場など駐車場に対する様々なニーズを見据え、検討を進めていきます。

- ①現時点では、次のとおり想定しています。

ア 駅北庁舎地下駐車場は、思いやり駐車場として運用する。

イ 一般来庁者は、駅北立体駐車場を使用し、無料認証する（現駅北庁舎と同じ）。

ウ 駅南からのアクセス向上のため、駅南市街地再開発事業の駐車場棟と業務提携する。

- ②駅周辺の駐車場の現状を調査、将来の駐車場需要を予測したうえ、新たな駐車場整備の必要性について合意形成が為された場合、駐車場の整備事業に取り組むこととします。

(2) 公用車駐車場

- ①(仮)白山豊岡線の計画用地を暫定使用するものとし、現駅北庁舎の公用車駐車場も含めて、配置を整理していきます。

3-2 財源の確保及び経費の低減

平成27年度に設けた庁舎建設基金（令和4年度末約23億円）及び起債（一般単独事業債、駐車場については公営企業債）を想定します。起債については、市町村役場機能緊急保全事業の継続及び要件緩和を求めていく他、利用可能な補助金等について調査研究を進めます。

施設・設備については、費用対効果を踏まえて検討することとします。

3-3 環境配慮

温室効果ガスの削減や地球環境への負担軽減のため、新エネルギー設備の導入を検討していきます。

3-4 本市の魅力・特徴

本市の魅力・特徴を伝えるための手段として、地場産品の効果的な活用を検討していきます。

4. 基本計画の策定に向けて

新庁舎の具体的なフロアマップである基本計画の策定にあたっては、この基本構想に基づくとともに、ワークショップやアンケートの実施など市民の声を積極的に聴きながら進めていきます。

【参考】庁舎の規模について

庁舎の規模については次の2つの方法で必要な面積を算出します。

(1) 国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」による方法〔令和3年度算定〕

区 分		職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
①事務室・応接室	特別職・三役	2人	18.0	36.0人	3.63 m ² /人	130.68 m ²
	部長・次長級	12人	9.0	108.0人		392.04 m ²
	課長級	20人	5.0	100.0人		363.00 m ²
	課長補佐級	43人	2.5	107.5人		390.23 m ²
	係長級	56人	1.8	100.8人		365.90 m ²
	一般職員	159人	1.0	159.0人		577.17 m ²
	小計（職員数）	292人	—	612.3人	—	2,219.02 m ²
②会議室	職員100人あたり44 m ² +10人増毎に4.4 m ² 増					127.6 m ²
③電話交換室	換算職員数600人で回線数150を適用					68 m ²
④倉庫	①の面積×13%					288.47 m ²
⑤宿直室（押入れ・踏込共）	1人10 m ² +1人増毎に3.3 m ² 増（現1人）					10 m ²
⑥庁務員室（押入れ・踏込共）	1人10 m ² +1人増毎に1.65 m ² 増（現5人）					16.6 m ²
⑦湯沸室	6.5 m ² ～13 m ² を標準とする（最大値適用）					13 m ²
⑧受付・巡視溜	1.65 m ² ×人数×1/3を標準として6.5 m ² が最小					なし
⑨便所・洗面所	職員数×0.32 m ²					93.44 m ²
⑩医務室	75 m ² （職員数250～299人の場合）					なし
⑪売店	150人以上の場合に設け、職員数×0.085 m ²					24.82 m ²
⑫食堂及び喫茶室	118 m ² （職員数250～299人の場合）					118 m ²
⑬理髪室	30 m ² （職員数290～530人の場合）					不要
⑭その他	新聞記者室、印刷製本室、その他の室が必要な場合は、実情に応じてその面積を算定して、有効面積に加算すること					2,136.40 m ²
⑮機械室	①～⑭の小計が5,000 m ² 以上の冷暖房を適用					831.00 m ²
⑯電気室	①～⑭の小計が5,000 m ² 以上の冷暖房を適用					184.00 m ²
⑰自家発電室	①～⑭の小計が5,000 m ² 以上を適用					29.00 m ²
⑱玄関、広間、廊下、階段室等	各室合計面積（①～⑰）の35%					2,155.77 m ²
⑲自動車置場	大型20 m ² /台、中型18 m ² /台、小型13.2 m ² /台					1,068.80 m ²
⑳運転手詰所	1.65 m ² /人					不要

合 計（自動車置場を除く）	8,315.12 m ²
---------------	-------------------------

(2) 既存の庁舎面積から算出

他市事例比較表

自治体名	普通会計 職員数(人) R3 年度現在	住基台帳 人口(人) R3.4.1 現在	自治体 面積(Km ²)	庁舎延床 面積(m ²) 駐車場棟除く	職員あたり面積 延床面積÷職員数(m ²)
大垣市	1,144	160,485	206.57	20,354.03	17.79
各務原市	824	146,806	87.81	16,234.01	19.70
あま市	492	89,045	27.49	10,494.53	21.33
半田市	697	119,102	47.42	14,870.81	21.33
多治見市	705	108,931	91.25	—	—

※職員数 705×21 m²=14,805 m²から駅北庁舎（①地下駐車場、②保健センター、③大屋根を除く）6,426.23 m²を除くと、14,805 m²−6,426.23 m²≒8,379 m²

(3) 現在の庁舎の概要 令和5年7月現在

	現本庁舎	駅北庁舎
所在地	日ノ出町 2-15	音羽町 1-233
建築年	S49 年(築 49 年)	H26 年
敷地面積 (m ²)	4,033	3,554
建築面積 (m ²)	1,962	2,324
延床面積 (m ²)	8,571	全体 9,729.69 - (①+②+③) =6,426.23 ①地下駐車場 (2,155.62) ②保健センター(891.52) ③大屋根(256.32)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 6 階・地下 1 階	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 柱頭免振構造 地上 5 階地下 1 階
構造耐震指標 (Is 値)	0.63 H27 耐震化工事前 0.31	免震構造
敷地内駐車場 収容台数	112 台	60 台
公用車保有台数	72 台	40 台

※災害応急対応施設に必要な Is 値は 0.9、避難施設は 0.75、一般建物は 0.6

※敷地内駐車場収容台数は、来庁者用駐車場

※公用車保有台数には、各課管理車両を含む。

—以上—